

平成 23 年 11 月 1 日発行

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 18

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター 2 階

電話 0162 - 23 - 4133

振り込め詐欺にご注意！

10月14日、稚内警察署では稚内信用金庫南支店において、振り込め詐欺防止に伴うATM（現金自動預払機）の限度額引き下げキャンペーンを行いました。ATMの限度額は金融機関で定めている範囲内であれば、個人で変更することが出来ます。これにより、万が一の場合、被害を最小限に抑えられること、また、自宅の電話を在宅時にも留守電にするようチラシを配布して注意を呼びかけました。北海道警察による今年の道内での振り込め詐欺被害認知件数（平成23年9月末）は前年同期16件の増、被害総額で1億5百万円の増となっています。被害に遭わないため、不審な電話や身に覚えのない金銭督促に対しては、すぐにお金を振り込むことなく、「変だ、おかしい」と思ったら、一人で悩まずに、家族や最寄りの警察署か消費者センターにご相談ください。

出前講座



稚内市消費者センターでは10月21日、稚内大谷高校で、3年生約60名を対象に「気をつけよう！消費者トラブル」をテーマに出前講座を実施し、契約やクレジット・ローン等、消費者としての基礎的知識やトラブルの回避方法について説明しました。



稚内市の出前講座「悪質商法について」の
申込み・問合せは
稚内市市民生活課 電話 23 - 6413 まで

無料法律相談の活用を！

稚内市は「無料法律相談」を毎月1回実施しています。
相談時間は午前11時から午後2時30分までです。（相談時間は1人15分）
事前申し込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡ください。

【11月】13日 【12月】11日 【1月】15日

稚内市市民生活課生活交通グループ 電話（直通）23 - 6413

相談事例(稚内市消費者センター)

新聞勧誘

【 相 談 内 容 】

昨日、他市から来た若い男性に新聞購読申込みを訪問勧誘された。

「他社の新聞を購読中なので必要ない。」と断ったが自分の身の上話を始め、何とか助けてほしいなどと執拗に勧誘が続いた。

何度も断ったが根負けし「1か月だけなら」と言うので、代金の一部を震災に寄付する為に最低6か月購読申込みが必要との事。2紙分も払っていけないと断ると、現在購読中の新聞を中止するとよいと言われた。長々としつこく勧誘され、高齢者の独り暮らしなので怖くなり、9月から来年2月までの6か月分の申込書に記入してしまった。

やはり必要ないので解約したい。出来るだろうか。景品に置いていった石鹸、米は全て返したい。

【 対 処 】

申込み契約日が昨日なのでクーリング・オフの可能期間である事を説明。センターより販売店へその旨を伝え、販売方法の問題点を指摘した。販売店は解約の連絡は電話だけで構わないとの事だったが、今後のトラブル防止のため葉書にて解除通知を送付することとした。

また、新聞社本社へ問い合わせたところ、代金の一部を義援金としている事実はないとのこと。勧誘担当者は販売店から委託されている全国展開している業者であるが、今回の勧誘方法にはかなり問題があり、販売店も把握していなかった。今後このような事のないよう厳重に注意、指導するとの回答を得た。

相談者は通知葉書を記録郵便にて送付し、販売店から謝罪があり景品を全て持ち帰って貰ったと報告があった。

困った時は、稚内市消費者センターにご相談ください。

電話・FAX 23-4133

悪質商法被害防止啓発パンフレットを作成しました

市民生活課や消費者センターの窓口や、出前講座などで配布しています。

【A4サイズ・カラー・4ページ】

